

2021年（令和3年）2月26日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

高齢者施設の職員等へのPCR検査の実施（「拡充PCR検査」）に係る 対象者範囲の変更等について（通知）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申しあげます。

さて、本市では2020年（令和2年）5月26日付で通知（[□](#)）したとおり、本市独自の高齢者施設等に係る新型コロナウイルス感染症対策の一環として、「拡充PCR検査」を実施しているところです。

このことについて、次のとおり対象者範囲を拡大することとしましたのでお知らせします。

この感染症の国内流行が始まってからおよそ1年が経過しましたが、いまだその勢いは衰えず、リスクの高い方々に直接かかわる高齢者施設等にあっては、特段の配慮が必要です。必要に応じ、引き続き本施策を活用いただきますようお願いいたします。

なお、5月の通知以降、検査に関する体制は一定の拡充が実現しています。これら他施策も併せて活用いただきますようお願いいたします。

1 「拡充PCR検査」の対象者範囲の拡大

下線部の対象者を追加する。

- ②介護保険施設（密着型を含む特養・老健・療養型・介護医療院）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に新規に入所・入居する人及びショートステイを利用する人で、感染の懸念がある人。

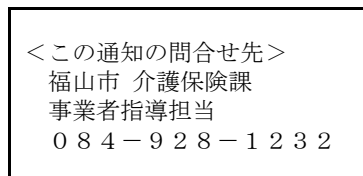
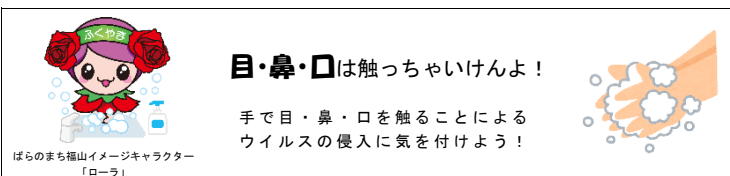
2 高齢者施設等にする検査関係の施策

- ①PCRセンター（当面の間、設置）[□](#)

市内の全ての高齢者施設・事業所の従業員が対象となります。

- ②入所施設を対象とした広島県による「新型コロナウイルスの抗原定量検査」及び「新型コロナウイルス抗原定性検査」

詳細は対象の入所施設にメールで通知しています。



高齢者施設の職員等へのPCR検査の実施について (拡充PCR検査)

福山市介護保険課 2021年2月26日通知

1 検査の対象者

- ①介護保険事業所・施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの職員で、感染の懸念がある人
- ②介護保険施設(密着型を含む特養・老健・療養型・介護医療院)及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に新規に入所・入居する人及びショートステイを利用する人で、感染の懸念がある人

2 申込先・申込方法

お電話をする前に・・・<確認・留意いただきたい事項>

- ◆検査の対象者①にあてはまる方は、福山PCRセンター(通知日時点で、当面の間利用可能)で検査を受けることも可能です。事前予約によりドライブスルー方式で受検できます。こちらの御利用も御検討ください。(☑, 右のQRコードからもリンクします。)
- ◆申込後は、介護保険課から保健所へ連絡し、保健所から「折り返しの連絡先」へ聞き取りの電話をします。
- ◆拡充PCR検査の受検は、心身の状況等を総合的に聴き取る中で、保健所において総合的に判断します。拡充PCR検査の対象者であっても、必ずしも検査の実施を確約するものではありません。また、検査の混雑状況によっては数日程度お待ちいただく可能性もあることを御承知おきください。
- ◆新規入所者や職員に受検を義務付けるものではありません。御本人の感染への懸念と、御本人の受検意志を優先してください。施設等において一律に新規入所者に受検を義務付けたり、職員に受検を強制することはしないでください。
- ◆拡充PCR検査を受検することとなった場合の「指定権者への報告(介護保険課への連絡)」は、不要です。
- ◆検査の対象者①について直接処遇に関わらない事務職員等も対象となります。正規雇用、アルバイト、派遣職員等の雇用形態は問いません。広く「その事業所・施設で働いている人」は対象となります。



お電話をするときは・・・<お伝えいただきたい事項>

※事業所で取りまとめてお申し込みください。

- ◆「拡充PCR検査の申込み」である旨
 - ◆電話してきた御担当者のお名前、所属(事業所・施設等の名称)、連絡先
 - ◆検査の対象者①、②の別
 - ◆検査希望者の名前、性別、生年月日、年齢、住所
 - ◆感染を懸念する理由と健康状態(症状の有無等)
 - ◆保健所からの折り返しの連絡先(名前、電話番号、続柄等)
- ※「折り返しの連絡先」は、本人の状況をよく把握しており、検査に関して本人の意志・都合を踏まえて具体的な調整ができる方としてください。本人又はその家族のほか、本人や家族の同意を得ていれば、事業所・施設の担当者等でも差し支えありません。

申込先：084-928-1232(介護保険課事業者指導担当)

※受付時間は開庁日の8時30分から17時まで

※この拡充PCR検査は、「新規入所者や職員のうち、『相談の目安』☑には該当しないが、何らかの感染の懸念があり、施設等における感染予防・感染拡大防止のため早期にPCR検査を受けて感染の有無を確認したい」方を対象とするものです。『相談の目安』に該当する場合は、積極ガードダイヤル(084-928-1350:24時間受付)へ連絡等してください。

※その他の留意事項については、5月26日通知☑も確認してください。

『相談の目安』▶



◀5月26日通知